【報３－１】

農業委員会法改正の概要

平成 28 年 6 月 2 日
部長会議

１　法　律　名　　農業委員会等に関する法律
２　改正の主旨　　農業委員会が、その主たる使命である農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解除、新規参入の促進）をより良く果たせるようにする。
３　公　布　日　　平成２７年９月４日
４　施　行　日　　平成２８年４月１日
５　新制度の概要　① 公選制の廃止　⇒　市長による選任制へ移行
② 農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の新設
③ 農業委員および推進委員は公募により募集
④ 農業委員の定数は、機動的に運営できるよう現行の半分程度
⑤ 農業委員の過半は原則として認定農業者
⑥ 議会推薦・団体推薦による選出制度は廃止
６　新旧制度比較

項目	新制度		現行制度
	農業委員	農地利用最適化推進委員	農業委員
定数・選出方法	１９人（上限） 農地面積 1,310 ha 公募（応募、推薦）	１４人（上限） 100ha あたり１人 公募（応募、推薦）	２６人 選挙　２０人 団体推薦３人 議会推薦３人
法律に基づく担当区域	なし	あり	なし
任命・委嘱	議会の同意を得て、市長が任命	農業委員会が委嘱	団体推薦は市長が選任
任期	３年 H29.7.20～H32.7.19	３年 委嘱日～H32.7.19	３年 H26.7.20～H29.7.19
要件	認定農業者等が過半数 利害関係を有しない者を含む 年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから委嘱	農業委員会の区域内に住所を有する 年齢２０年以上 耕作面積が１０ａ以上
総会への出席	○	○（可）	○
総会の議決権	あり	なし	あり
役割	委員会に出席し審議して、最終的に合議体として決定することが主体（これに加えて、現場活動を行うことは可能）	担当区域において、現場活動を行う 総会への出席を求められ、または推進委員の希望で出席し、意見を述べることができる	